

改正

平成 元年 三月条例第三四号

平成一二年一二月条例第六五号

平成一三年 三月条例第三九号

平成一七年 六月条例第三五号

平成二六年 三月二〇日条例第一七号

平成三〇年一〇月三〇日条例第四三号

平成三一年 三月二九日条例第一八号

江戸川区陸上競技場条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 江戸川区民の健康と生活文化の向上を図り、豊かなコミュニティの形成に寄与するため、陸上競技場を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区陸上競技場	江戸川区清新町二丁目一番一号

一部改正〔平成三〇年条例四三号〕

(事業)

第三条 陸上競技場は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 陸上競技場の利用に関すること。
- 二 スポーツ及びレクリエーションの普及並びにコミュニティ活動の増進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

一部改正〔平成三〇年条例四三号・三一年一八号〕

(利用区分)

第四条 陸上競技場の利用の区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用

二 一般公開利用

(利用承認)

第五条 陸上競技場を利用しようとする者は、第十五条の規定により区長が指定する者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一七年年例三五号〕

(利用の不承認)

第六条 指定管理者は、陸上競技場の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

一 公益を害するおそれがあると認めるとき。

二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

三 その他管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成一七年年例三五号〕

(施設及び利用料金)

第七条 陸上競技場の施設及びその利用料金(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 陸上競技場の付帯設備、備付器具及びその利用料金は、江戸川区規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

3 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成元年条例三四号・一三年三九号・一七年三五号・三〇年四三号〕

(利用料金の不還付)

第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成一七年年例三五号〕

(利用承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、陸上競技場の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により利用ができなくなつたとき。

四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七条例三五号・三〇年四三号〕

(原状回復の義務)

第十条 利用者は、その利用が終わつたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成一七条例三五号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成三〇条例四三号〕

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七条例三五号・三〇年四三号〕

(特別の設備等の使用)

第十三条 利用者は、陸上競技場の利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

全部改正〔平成一七条例三五号〕

(開場時間等)

第十四条 陸上競技場の開場時間及び休場日は、規則で定める。

全部改正〔平成一七条例三五号〕

(陸上競技場の管理)

第十五条 陸上競技場の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七条例三五号〕

（指定管理者が行う業務）

第十六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他陸上競技場の運営に関する事。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関する事。

追加〔平成一七条例三五号〕、一部改正〔平成三〇条例四三号〕

（指定管理者の指定等）

第十七条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、陸上競技場の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七条例三五号〕

（委任）

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七条例三五号〕

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和五十九年六月規則第三十一号で、同五十九年六月一日から施行。ただし、第三条第一号の規定は、同五十九年六月四日から施行）

付 則（中間省略）

付 則（平成一七年六月二四日条例第三五号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十四条の次に三条を加える改正規定（第十七条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区陸上競技場条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用の承認を受ける者から適用し、同日前に利用する者及び既に利用の承認を受けている者に

については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第一七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区陸上競技場条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三〇年一〇月三〇日条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成三一年三月二九日条例第一八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金（一）

区分 施設名	曜日等 の別	利用者の 区分	利用場所	単位時間		
				午前の部	午後の部	夜間の部
				午前九時～午後 一時	午後一時～午後 五時	午後五時～午後 九時
競技施 設	平日	一般（高 校生以 上）	施設全体	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
			グラウンド及 びメインスタ ンド	二八、三九〇円	二八、三九〇円	二八、三九〇円
			グラウンド	二五、六七〇円	二五、六七〇円	二五、六七〇円
		中学生以	施設全体	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円

		下	グラウンド及びメインスタンド	一四、二〇〇円	一四、二〇〇円	一四、二〇〇円
			グラウンド	一二、八三〇円	一二、八三〇円	一二、八三〇円
	土曜日、日曜日及び休日	一般（高校生以上）	施設全体	三九、六〇〇円	三九、六〇〇円	三九、六〇〇円
			グラウンド及びメインスタンド	三四、〇五〇円	三四、〇五〇円	三四、〇五〇円
			グラウンド	三〇、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三〇、八〇〇円
		中学生以下	施設全体	一九、八〇〇円	一九、八〇〇円	一九、八〇〇円
			グラウンド及びメインスタンド	一七、〇二〇円	一七、〇二〇円	一七、〇二〇円
			グラウンド	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円

備考

- 一 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に定める日をいう。
- 二 複数の者が利用する場合で、利用する者の半数以上が中学生以下のものであるときは、利用者の区分は、中学生以下とする。
- 三 管理上支障がないと認められるときは、午後九時から三十分間利用することができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 五 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額と入場料等の総収入金額の一割相当額のいずれか高い額を増徴する。
- 六 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の三十割相当額を増徴する。

貸切利用料金（二）

区分 施設名	曜日等 の別	利用者 の区分	利用場所	単位時間					
				午前の部	午前の部	午後の部	午後の部	夜間の部	夜間の部
				午前九時～ 午前十一時	午前十一時～ 午後一時	午後一時～ 午後三時	午後三時～ 午後五時	午後五時～ 午後七時	午後七時～ 午後九時
競技施設	平日	一般 (高校生以上)	施設全体	各単位時間 一六、五五〇円					
			グラウンド 及びメイン スタンド	各単位時間 一四、二五〇円					
			グラウンド	各単位時間 一二、八八〇円					
		中学生 以下	施設全体	各単位時間 八、二八〇円					
			グラウンド 及びメイン スタンド	各単位時間 七、一二〇円					
			グラウンド	各単位時間 六、四五〇円					
	土曜日、日曜日及び休日	一般 (高校生以上)	施設全体	各単位時間 一九、九〇〇円					
			グラウンド 及びメイン スタンド	各単位時間 一七、〇八〇円					
			グラウンド	各単位時間 一五、四〇〇円					
		中学生 以下	施設全体	各単位時間 九、九五〇円					
			グラウンド 及びメイン スタンド	各単位時間 八、五四〇円					
			グラウンド	各単位時間 七、七〇〇円					

備考

- 一 休日とは、国民の祝日に関する法律第三条に定める日をいう。

二 複数の者が利用する場合で、利用する者の半数以上が中学生以下のものであるときは、利用者の区分は、中学生以下とする。

三 管理上支障がないと認められるときは、午後九時から三十分間利用することができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

五 利用者が入場料等を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額と入場料等の総収入金額の一割相当額のいずれか高い額を増徴する。

六 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の三十割相当額を増徴する。

全部改正〔平成三一年条例一八号〕

別表第二（第七条関係）

一般公開利用料金

区分	利用者の区分	単位時間		
		午前の部	午後の部	夜間の部
施設名		午前九時～午後一時	午後一時～午後五時	午後五時～午後九時
競技施設	一般（高校生以上）	二一〇円	二一〇円	三二〇円
	小・中学生	五〇円	五〇円	七〇円

備考 単位時間については、指定管理者は、時間帯又は曜日ごとの利用状況に応じて変更することができる。

全部改正〔平成二六年条例一七号〕、一部改正〔平成三一年条例一八号〕